ACSES ニュースレター_２０６６号（2021 年 3 月 29 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（26 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・大阪・摂津で段ボール工場火災　溶接作業原因か、負傷者なし〈Web 報道〉
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車、電動アシスト自転車、充電器(草刈機用)、電気ストーブ(ハロゲンヒーター))〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付額等の改定について〈環境省〉
・公害健康被害補償不服審査会の裁決について〈環境省〉
・「令和２年中の救急出動件数等（速報値)」の公表〈消防庁〉
・火災予防啓発動画「忘れていませんか？　火災から命を守る住宅用火災警報器の点検・交換」の制作・発表〈消防庁〉
・大阪大、男性教授を懲戒解雇　職員にセクハラとパワハラ〈Web 報道〉
・旭川医大問題、同窓会も吉田学長の解任を請求〈新聞報道〉
・京大のタテカン禁止、職員組合が慰謝料求め提訴へ　「表現の自由に反する」〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・廃炉作業中の福島第一原発構内で放射性廃棄物流出か〈放送報道〉
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷の取扱いについて〈厚生労働省〉
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限等の解除〈厚生労働省〉
・食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正〈厚生労働省〉／地方自治体における検査計画について〈厚生労働省〉
[大震災対策]
・公務災害の不認定処分取り消し　阪神大震災がれき収集で石綿吸引〈Web 報道〉
・あなたの場所が３０年以内に震度６弱以上に襲われる確率は？　政府が『予測地図』公表〈放送報道〉
[火山噴火対策]
・富士山溶岩流、駿河湾や神奈川も　噴火時のハザードマップ改定〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 「心配ない」と言われたが　血液から 30 倍の化学物質〈新聞報道〉
[4] 医薬品
◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向 令和２年度４～11 月号〈厚生労働省〉
[5] 食品安全衛生関係
◇「令和３年度 食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」の策定について〈農林水産省〉
◇令和３年度輸入食品監視指導計画を策定しました／令和三年度輸入食品監視指導計画の公表について〈厚生労

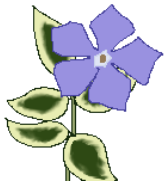

蔓日日草（ツルニチニチソウ）

働省〉
[6] 廃棄物関係
◇産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成３０年度実績）について〈環境省〉
◇令和元年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について〈環境省〉
◇マイクロプラ、住宅地の下流に多く 滋賀県が琵琶湖や河川調査〈新聞報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇平成 31 年度（令和元年度） 家庭部門の CO2 排出実態統計調査の結果（確報値）について〈環境省〉
[8] 環境安全関係
◇「光害対策ガイドライン（改訂版)」の策定について（お知らせ）〈環境省〉
◇令和元年度自動車交通騒音の状況について〈環境省〉
[9] エネルギー問題
◇都市電力、多くは自給可能 太陽光と EV 活用で〈Web 報道〉
[10] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］ ２件 ［調査結果］ ２件 ［統計資料］ １件
[11] その他省庁発表 ５件
[12] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］ ４件 ［開催記録、報告、資料等］ ３件
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件
[付録]
◇学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件の公布及び施行等について（通知）〈文部科学省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・大阪・摂津で段ボール工場火災 溶接作業原因か、負傷者なし
＜共同通信 2021 年 3 月 27 日＞ https://www.47news.jp/news/6030510.html
27 日午後 3 時ごろ、大阪府摂津市三島 3 丁目の段ボール製造会社「美鈴紙業」で「溶接中に火が近くの物に燃え移った」と、別会社の男性から 110 番があった。摂津署や消防によると、事務所と工場が全焼したとみられる。負傷者はいなかった。

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車、電動アシスト自転車、充電器(草刈機用)、電気ストーブ(ハロゲンヒーター))
＜消費者庁 2021 年 3 月 26 日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/023660/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210326_01.pdf
特記事項:
・株式会社アキボウが輸入した自転車(無償部品交換)
・ブリヂストンサイクル株式会社が販売した自転車(無償点検・改修)
・ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車(無償点検・改修)
・株式会社サカソウインベントが輸入し、株式会社山善が販売した充電器(草刈機用)(無償製品交換)
・株式会社ジェ・ネットが輸入した電気ストーブ(ハロゲンヒーター)(無償回収)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うち石油ストーブ（開放式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：10 件
（うち自転車４件、充電器（草刈機用）１件、フッドミキサー（ブレンダー）１件、
電動アシスト自転車３件、電気ストーブ（ハロゲンヒーター）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 ８件
（うちインソール１件、電子レンジ１件、ＩＨ調理器１件、介護ベッド１件、電気冷凍庫１件、
脚立（伸縮式、アルミニウム合金製）１件、電動アシスト自転車１件、リチウム電池内蔵充電器１件）

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付額等の改定について
＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109422.html
この度、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく補償給付に関し、障害補償標準給付基礎月額（告示）、遺族補償標準給付基礎月額（告示）及び葬祭料の額（政令）を改定いたします。
また、大気汚染系疾病に係る被認定者の補償給付等に要する費用の財源に充てるため、一定のばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の単位排出量当たりの賦課金額（政令）についても改定いたします。
なお、障害補償費の介護加算額及び療養手当の額については、算定の結果、前年度の額と同額であったため、改定を行いません。
これらの政令・告示は、本年４月１日から施行されます。

・公害健康被害補償不服審査会の裁決について
＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109389.html
公害健康被害補償不服審査会は「公害健康被害の補償等に関する法律」及び「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、令和３年３月 19 日付けで、６件の裁決を行いました。
裁決の内訳：審査請求の却下　３件、審査請求の棄却　２件

・「令和２年中の救急出動件数等（速報値）」の公表
＜消防庁　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/2021/
令和２年中の救急出動件数等の速報値を取りまとめましたので公表します。

救急出動件数、搬送人員とも対前年比で減少

令和２年中の救急自動車による救急出動件数は 593 万 3,390 件（70 万 6,377 件減、10.6%減）、搬送人員は 529 万 4,045 人（対前年比 68 万 3,963 人減、11.4%減）で救急出動件数、搬送人員ともに対前年比で減少しました。
救急出動件数及び搬送人員が対前年比で減少したのは、平成 20 年以来、12 年ぶりとなりました。減少の理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上や不要不急の外出自粛といった国民の行動変容により、急病、交通事故及び一般負傷等の減少に繋がったことなどが考えられます。
一方で、複数の消防本部からの聞き取りによれば、現場到着所要時間や病院収容所要時間については、救急現場における新型コロナウイルス感染症への対応などを背景に、対前年比で延伸したとの報告を受けており、消防庁としては、引き続き関係機関と連携しながら、各地域の消防機関が救急搬送を適切に行えるよう、必要な対応を進めてまいります。

※ 速報値としての公表であり、精査の結果、数値を修正する可能性があります。
※ 本資料のうち、令和元年以前の数値は確定値となります。
※ 現場到着所要時間や病院収容所要時間等の全国の状況については、例年と同様、本年末を目途に予定している確報値の公表に際して、お示しする予定です。
資料の入手方法
資料については、消防庁ホームページ（https://www.fdma.go.jp/）に掲載するほか、総務省消防庁救急企画室

（総務省３階）において閲覧に供することとします。

・火災予防啓発動画「忘れていませんか？　火災から命を守る住宅用火災警報器の点検・交換」の制作・発表

＜消防庁　2021 年 3 月 26 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/cdd4869dde6d826894d22a11262af839807d6603.pdf

消防庁では、住宅用火災警報器の点検及び交換の更なる促進を図るため、火災予防啓発動画「忘れていませんか？火災から命を守る住宅用火災警報器の点検・交換」を制作しました。

１　火災予防啓発動画制作の経緯

住宅用火災警報器の設置は、本年６月に既存住宅を含めた義務化から 10 年を迎えます。

設置した住宅用火災警報器を正常に使用し続けるためには、定期的な点検を行い、異常が発生した場合は速やかに交換する必要があります。また、住宅用火災警報器の寿命は概ね 10 年であることから、今後、交換の必要な住宅用火災警報器は増加していくものと考えられます。

このような背景から住宅用火災警報器の点検及び交換を促進する本映像資料を制作しました。

２ 火災予防啓発動画の内容

本映像資料は､住宅用火災警報器の効果や点検･交換の必要性及びその方法を紹介する内容となっております。また、交換に際して、連動型住宅用火災警報器などの各ご家庭の状況に適した機能を備えた住宅用火災警報器へと交換することで、より高い効果が見込めるため、これらの機器への交換を促進する内容も含まれております。（別紙参照）

３　展開

本映像資料は、自由に視聴が可能となるよう、消防庁ホームページに掲載するほか、各種メディア、全国の消防機関等を通じて、幅広く活用していただくこととしております。

＜消防庁ホームページ URL＞　https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post-4.html

---

・大阪大、男性教授を懲戒解雇　職員にセクハラとパワハラ

＜共同通信　2021 年 3 月 26 日＞　https://this.kiji.is/748089569169145856?c=39546741839462401

大阪大は 26 日、教職員に身体接触を強要するセクハラや退職を迫るパワハラをしたとして、60 代の男性教授を懲戒解雇処分にしたと発表した。被害者の意向として教授の氏名や所属は明らかにしていない。

大学によると、特定の 1 人に対し職務や人事上の処遇に関する相談を口実に、身体接触を長期間にわたり何度も強要した。また複数の教職員に、退職の意思がないのに会議で退職のあいさつをするよう求めるなどした。

大学のハラスメント相談室に相談があり、昨年 11 月から調査していた。教授は身体接触は認め「強要ではなかった」と主張していたが、処分に対し「反省している」と述べたという。

・旭川医大問題、同窓会も吉田学長の解任を請求

＜朝日新聞　2021年3月26日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3V5T1FP3VIIPE01F.html

コロナ患者の受け入れをめぐる不適切発言や、滝川市立病院からの高額報酬などの問題が指摘されている旭川医科大学（北海道旭川市）の吉田晃敏学長について、同大の医学部医学科同窓会（会長・原渕保明同大教授）は26日、吉田学長の処分を検討している学長選考会議に対し、学長職の解任を要請したと発表した。

同会は2月26日～3月14日に、今回の問題について学外の会員にアンケートを行った。その結果、吉田学長の進退について「辞任すべき」、または「どちらかというと辞任すべきだ」との回答が95・3%を占めたことを重視した。

同会は「本会幹事会で審議した結果、吉田晃敏会員に学長職を自ら辞することを要求すると共に、学長選考会議に解任を要請しました」との見解を示した。

吉田学長をめぐっては、学内の教職員らでつくる「旭川医科大学の正常化を求める会」が、全教職員（2083 人）の半数以上にあたる 1106 人から吉田学長の辞任を求める署名を集め、学長選考会議に提出した。同大の元助教授らが中心となった「吉田晃敏旭川医科大学学長のリコールを求める全国有志の会」も、1 万 3354 人分の署名を文部科学省などに提出している。

・京大のタテカン禁止、職員組合が慰謝料求め提訴へ　「表現の自由に反する」

＜京都新聞　2021 年 3 月 25 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/536301

京都市の屋外広告物条例を基に京都大（京都市左京区）がキャンパス周辺での立て看板の設置を禁じている問題で、京大職員組合は２５日、同条例は表現の自由を定めた憲法に違反するなどとして、市と京大を相手に慰謝料５００万円を求めて提訴すると発表した。４月中にも京都地裁に訴えを起こす。

京大周辺の「名物」だった立て看板を巡っては、市の指導を受けた京大が看板設置を指定場所に限定。違反した看板は撤去するというルールを２０１８年５月から適用している。

同組合は遅くとも１９６０年にはキャンパス内外に立て看板を掲出してきた。だが２０１８年５月と２０年６月、道路に面した京大敷地に設置した組合の活動内容を紹介する看板を京大に撤去されたという。

来月起こす訴訟では「条例では規制の対象が不明確で、表現の場の確保には配慮すべきなのに合憲的な範囲を超えて過度に広範に規制している」として違憲で無効と主張する予定。さらに「立て看板は組合の維持や運営に必要不可欠」と、市の指導や京大による撤去は労働基本権も侵害しているなどと訴えるという。

同組合副中央執行委員長の高山佳奈子教授は２５日に左京区内で会見し「組合だけでなく、学生や地域住民ら立て看板に関わる人々や社会的な広がりを考え、表現の自由を正面から主張したい」と話した。

屋外広告物について所管する市広告景観づくり推進課や京大は「内容を承知しておらず、コメントはありません」としている。

□大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

・廃炉作業中の福島第一原発構内で放射性廃棄物流出か

＜NHK　2021 年 3 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210326/k10012936561000.html

廃炉作業が行われている福島第一原子力発電所の構内で、比較的、放射線量が高いゲル状の塊が見つかり、東京電力は腐食したコンテナから流出した放射性廃棄物の可能性もあるとみて原因を詳しく調べることにしています。

東京電力によりますと、24 日、福島第一原発の放射性廃棄物を保管していたエリアの地面で、1 時間当たり 13 ミリシーベルトと比較的、放射線量が高いゲル状の塊が見つかりました。

この場所では、ことし 1 月から今月にかけて廃棄物が入った複数のコンテナを専用の建物に移す作業をしていて、調べたところ、このうち 1 つのコンテナで側面の下のほうに長さ 20 センチほど幅 8 センチほどのさびが見つかったということです。

コンテナの中には事故後の作業で出た紙や布、樹脂製の配管などの廃棄物が保管されていて、表面の放射線量が 1 時間当たり 10 ミリシーベルトだったということです。

このため東京電力は見つかった塊は腐食したコンテナから流出した廃棄物の可能性もあるとみて回収して分析するとともに、コンテナの状態や中身を詳しく調べることにしています。

これについて東京電力は法令に基づいて 25 日、原子力規制委員会や周辺自治体に報告しました。

今月 2 日には、この場所より海側の排水路で放射性物質の濃度が高まったことを知らせる警報が鳴っていて、関連を調べています。

敷地境界のモニタリングポストなどの値に変化はないとしています。

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷の取扱いについて（原子力災害対策本部長指示）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17572.html

本日、原子力災害対策本部は、福島県から提出された「令和３年産米(2021 年産米)に関する福島県管理計画」を踏まえ、福島県に対し、福島県の一部地域※で産出される令和３年産米(2021 年産米)のうち、県の定める管理計画に基づかない米の出荷制限を指示しました。

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第２項の規定に基づく食品の出荷制限等の解除(原子力災害対策本部長指示)

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17556.html
本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限又は摂取制限（以下「出荷制限等」）が指示されていた以下について、解除を指示しました。
（１）福島県双葉町（ふたばまち）（平成 25 年５月７日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る）で産出された非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ
（２）茨城県常陸大宮市（ひたちおおみやし）で産出された原木シイタケ（露地栽培）のうち、県が定める管理計画に基づき管理されるもの

・食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正（原子力災害対策本部策定）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17551.html
　原子力災害対策本部においては、地方公共団体が実施する食品中の放射性物質検査の検査計画や原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の取扱いに関するガイドラインを定め公表しています。
　本日、令和２年４月以降の検査結果等を踏まえて、原子力災害対策本部がガイドラインの改正を行いましたのでお知らせします。
PDF 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方
　　https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000759321.pdf
【主な改正点】
〇検査対象品目・検査対象自治体の見直し（改正後のガイドラインＰ３-Ｐ５、別表、参考）
・直近約１年間の検査結果を踏まえ、検査対象品目を見直し。
〇個別品目（きのこ・山菜類）の取扱いの見直し（改正後のガイドライン別添６）
・県が定めた出荷・検査方針により、きのこ・山菜類等を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、非破壊検査により基準値を下回ったものを出荷することができることとする。
【改正経緯】
平成 23 年４月４日：「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（ガイドライン）を公表。
平成 23 年６月 27 日：放射性ヨウ素の減少を踏まえ、放射性セシウム対策を主眼とするとともに、茶、水産物、麦類の取扱いを規定。検査対象に国民の摂取量の多い食品を追加。
平成 23 年８月４日：個別品目に牛肉、米の取扱いを追加。
平成 24 年３月 12 日：平成 23 年の検査結果、平成 24 年４月１日施行の基準値を踏まえた改正。
平成 24 年７月 12 日：平成 24 年４月以降の検査結果及び出荷制限対象食品の多様化を踏まえ、検査対象品目、出荷制限の解除要件等を改正。個別品目に大豆及びそばの取扱いを追加。
平成 25 年３月 19 日：平成 24 年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。水産物や野生鳥獣の移動性及びきのこ等の管理の重要性等を考慮した出荷制限等の解除要件等について改正。個別品目に原木きのこ類を追加。
平成 26 年３月 20 日：平成 25 年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。検査対象品目に事故後初めて出荷するものであって、検査実績が無い品目を追加。
平成 27 年３月 20 日：平成 26 年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。牛肉の検査頻度について、農家ごとに３ヶ月に１回程度から、12 ヶ月に１回程度とすることができることを追加。
平成 28 年３月 25 日：平成 27 年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。関係者の意向を十分に踏まえて、新たな検査体制とその導入時期の検討等を追記。
平成 29 年３月 24 日：原発事故から５年以上が経過し、放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も限定的となっていること等を踏まえ、栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化。これまでの検査結果の集積を踏まえた検査対象自治体、検査対象品目、出荷制限等の解除の考え方等の見直し。
平成 30 年３月 23 日：平成 29 年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。
平成 31 年３月 22 日：平成 30 年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。

個別品目に野生鳥獣の肉類を追加、大豆を削除。
令和２年３月23日:平成31年４月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。
個別品目の牛肉の取扱いの見直し。

・地方自治体における検査計画について
＜厚生労働省　2021年3月26日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000043041.html
　　農畜水産物等の放射性物質検査について

[大震災対策]

・公務災害の不認定処分取り消し　阪神大震災がれき収集で石綿吸引
＜共同通信　2021年3月26日＞　https://this.kiji.is/748105657978421248?c=39546741839462401
　兵庫県明石市のごみ収集担当職員で、悪性腹膜中皮腫で死亡した島谷和則さん＝当時（49）＝の妻が、阪神大震災のがれき収集など業務中のアスベスト（石綿）吸引による公務災害を認めなかった地方公務員災害補償基金兵庫県支部の処分取り消しを求めた訴訟の判決で、神戸地裁は26日、「震災の影響を正しく評価しておらず、裁量権の逸脱がある」として処分を取り消した。
　判決によると、ごみ収集担当職員だった島谷さんは阪神大震災後、がれきの収集業務に従事した。2012年6月に悪性腹膜中皮腫と診断され、同年8月、当時の業務が原因だとして公務災害認定請求、翌13年10月に死亡した。

・あなたの場所が３０年以内に震度６弱以上に襲われる確率は？　政府が『予測地図』公表
＜日テレNEWS24　2021年3月26日＞　https://www.news24.jp/nnn/news114x4r0g27dl9gc8s1a.html
政府の地震調査委員会は、今後３０年以内に震度６弱以上の激しい揺れに襲われる確率を示した地図を公表しました。県庁所在地など都市部の多くは、揺れが強くなりやすい立地にあるとして、改めて備えを確認するよう呼びかけています。
こちらの地図は、地震の専門家が集まる政府の地震調査委員会が公表した『地震動予測地図』で、「今後３０年以内に震度６弱以上の揺れに襲われる確率」を色別に示したものです。
最も高い確率を示すのは赤紫色で、これらの地域では今後３０年以内に２６パーセント以上、１００年に１回程度以上の頻度で震度６弱以上の揺れに見舞われることを示しています。
今後、南海トラフ巨大地震や千島海溝沿いの巨大地震の発生が懸念されている東海から四国にかけてや、北海道の南東部、また、房総沖の巨大地震や、首都直下地震の発生が懸念されている首都圏などで、特に確率が高い赤紫色の地域が多くなっています。
県庁所在地や主要な都市ごとでの確率では、高い順に茨城県の水戸市役所周辺で８１パーセント、北海道の根室市根室振興局周辺で８０パーセント、高知県の高知市役所周辺と徳島県の徳島市役所周辺で７５パーセント、などとなっています。
地震調査委員会の委員長を務める東京大学の平田直名誉教授は、「多くの都市部は揺れが強くなりやすい平野部にあり、家具の固定をするなど改めて備えを確認してほしい」と呼びかけています。
都道府県ごとの揺れに見舞われる確率や地盤の揺れやすさを示した詳しい地図は、防災科学技術研究所のホームページ「地震ハザードステーション」で公開されていて、自宅や職場、学校の住所からも検索することができます。

[火山噴火対策]

・富士山溶岩流、駿河湾や神奈川も　噴火時のハザードマップ改定
＜共同通信　2021年3月26日＞　https://this.kiji.is/748054266441105408?c=39546741839462401
　静岡、山梨、神奈川3県などでつくる「富士山火山防災対策協議会」は26日、最新の知見に基づく富士山噴火時のハザードマップの改定版を公表した。従来の想定を大きく超え、最長で静岡県の駿河湾や、神奈川県小田原市、山梨県大月市など計12市町に溶岩流が到達する恐れが新たに判明。国は活動火山対策特別措置法（活火山法）

に基づく「火山災害警戒地域」に追加指定する。

12 市町や周辺自治体では、避難計画策定や見直しが急務となる。協議会は今後、広域避難計画の改定に向け、避難が必要な地域や対象の住民の数を詳細に検討する。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17702.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 3 月 27 日版）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17701.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 27 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年 3 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17703.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html
・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17685.html

---

◇マスコミ報道　見出し

・「変異株が関与か」リバウンド地方もじわり　政府は動き鈍く
＜共同通信　2021 年 3 月 28 日＞　https://www.47news.jp/6031475.html
・大学生コンパで新たなクラスターか　京都で新たに 20 人感染、26 日夜発表
＜京都新聞　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/537270

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html
・誓約書の提出について掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html
・「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医師の働き方改革が大学病院勤務医師の働き方に与える影響の検証とその対策に資する研究」の結果（速報版）の公表について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17636.html
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000759166.pdf
・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html
・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html
・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（６指標）を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html
・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請期限を延長します
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17588.html
・「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」について～小学校休業等対応助成金「個人申請分」等の運用を開始します～
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17628.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの副反応疑い報告について
＜厚生労働省　2021 年 3 月 27 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html
・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html
・「新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ」
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html
・新型コロナワクチンの接種実績
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_sesshujisseki.html
・検査証明書の提示について掲載しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
・「受診・相談センター/診療・検査医療機関等」について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jihikensa_00001.html
---

・新型コロナウイルスの研究用抗原検査キット及び抗体検査キット使用についての注意

＜消費者庁　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023650/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210326_02.pdf
研究用抗原検査キット及び抗体検査キットについては、国 が認めた体外診断用医薬品ではありません。
そのため、自己判断で新型コロナウイルス感染の有無を調 べる目的で使用しないようにしてください。
新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診相談 センター又は医療機関に相談してください。

！ 市販されている研究用抗原検査キット 及び抗体検査キットは、国が認めた体 外診断用医薬品ではありません。 ご注意ください!!

・新型コロナウイルスの検査キットの販売事業者５社に対する行政指導について

＜消費者庁　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023588/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_210326_01.pdf

消費者庁は、新型コロナウイルスの検査キットの表示に関し、景品表示法に違反(同法第５条第１号(優良誤認表示)に該当)するおそれがあることから、研究用抗原検査キットの販売事業者２社及び抗体検査キットの販売事業者３社に対し、再発防止等の指導を行いました。また、SNS を通じて一般消費者等への注意喚起を行いました。

１ 研究用抗原検査キットの販売事業者２社について（別紙１）

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新型コロナウイルスの検査キットへの一般消費者の関心が高まっています。

現在インターネット上の通信販売サイトなどで、「研究用」などとして流通している新型コロナウイルスの抗原検査キットについて、「厚生労働省承認済み【国内唯一】」等の表示が行われていることがありますが、こうした「研究用」として流通している新型コロナウイルスの抗原検査キットについて、厚生労働省においては「ドラッグストア、インターネット等を通じ、広告・販売されている研究用抗原検査キットは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）に基づく承認を受けたものではなく性能等が確認されたものではないこと、また、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べるために必要な検査の種類や検査結果の取扱いは各検査の特性・性能等に基づき医学的に判断する必要があることから、消費者の自己判断により、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べる目的で使用すべきではないこと」に留意すべきであるとの考えが示されています（令和３年２月２５日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)。

これらのことを踏まえ、消費者庁は、あたかも、当該抗原検査キットが厚生労働省によって承認等され、当該事業者と同種若しくは類似の商品を供給している他の事業者のものよりも品質、性能が著しく優良であるかのように示す表示によって、一般消費者が新型コロナウイルスの研究用抗原検査キットの効果について著しく優良であると誤認し、ウイルスの感染予防について誤った対応をしてしまうことを防止する観点から、行政指導の対象となった事例の概要を公表いたします。

２　抗体検査キットの販売事業者３社について（別紙２）

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新型コロナウイルスの検査キットへの一般消費者の関心が高まっています。

現在流通している新型コロナウイルスの抗体検査キットについては、「このキットはＩｇＭ ＋ ＩｇＧの複合検査により、早期、中期、後期の各期をカバーでき、各期の感染者を正確に発見できます。」や、「新型コロナウイルスに感染しており、現在感染活動期であると考えられます。ＩｇＧ抗体を産生している可能性があります。」等の表示が行われていることがありますが、抗体検査は、新型コロナウイルス感染によって産生される抗体の有無を判定する用途に用いられるものであって、使用することによって、現在、新型コロナウイルスに感染しているかどうかを判定できるものではありません。

消費者庁は、令和２年１２月２５日、新型コロナウイルスの抗体検査キットの販売事業者６社に対する行政指導について事例の公表及び注意喚起を行っているところ、このたび、新たに新型コロナウイルスの抗体検査キットの販売事業者３社に対する行政指導を行いましたので、事例の概要を公表いたします。

なお、新型コロナウイルスの抗体検査については、厚生労働省において別添のとおりの見解が示されておりますのでご参照ください。

消費者庁では、引き続き、不当表示に対する継続的な監視を実施し、法に基づく適切な措置を講じてまいります。

・仏 PCR 検査で検出されにくい変異ウイルス見つかる 219 人感染か

＜NHK　2021 年 3 月 27 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210327/k10012939211000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

・アレルギー、58 万回中 47 件　発熱やだるさ、2 回目で大幅増
＜共同通信　2021 年 3 月 26 日＞　https://this.kiji.is/748115280200171520?c=39546741839462401
・ワクチン接種後の症状 けん怠感や頭痛など 2 回目のほうが多く
＜NHK　2021 年 3 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210328/k10012940321000.html
・目に除菌剤や消毒剤入る事故が急増　新型コロナの予防策で
＜京都新聞　2021 年 3 月 27 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/537290
・ワクチン、選択可能に　接種会場ごと種類分け
＜時事ドットコム　2021 年 3 月 28 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021032800193&g=pol&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit
・集団接種の訓練、3 割どまり　看護師確保、2 割見通せず
＜共同通信　2021 年 3 月 27 日＞　https://this.kiji.is/748512463456108544?c=39546741839462401

◇大学等関係
・コロナ禍で巣立つ看護学生　病院「実習不足心配」対策は
＜朝日新聞　2021 年 3 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3S6FQ3P3MOIPE013.html
・大学生コンパで新たなクラスターか　京都で新たに 20 人感染、26 日夜発表
＜京都新聞　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/537270

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(3/26 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html
・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(3/12 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 3 月 12 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html
---

◇マスコミ報道　見出し
****
[3] 「心配ない」と言われたが　血液から 30 倍の化学物質
＜朝日新聞　2021 年 3 月 27 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP3T3RLJP25UUPI00Q.html
　くっついて離れず、壊れにくい。だから、いつまでも消えない――。
　それが、便利でやっかいな、この化学物質の特徴だ。名前を「有機フッ素化合物」という。
　水も、油もはじくため、多彩な用途に使われてきた。いまや「**どこにでもある化学物質(Everywhere　Chemical)**」と呼ばれる。
　たとえば、フライパンや炊飯器、レインコートや防水スプレー、キャンプ用品といった生活雑貨をはじめ、自動車部品や半導体の製造工程など。昨春、沖縄の米軍普天間飛行場から漏れて、周辺の住宅地を綿菓子のように漂った泡消火剤にも含まれていた。もともと自然界に存在せず、1950年ごろに人工的に作られたものだ。
　それから70年あまり。代表的なPFOS（ピーフォス、ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ピーフォア、ペルフルオロオクタン酸）は、子どもの発育への影響や発がん性の疑いなどが指摘され、世界で規制が進む。国内では、PFOSが2010年に製造・使用が禁止され、PFOAは15年以降、製造・使用されていないという。
　ただ、分解されにくく蓄積されやすいため、環境中に出ると土の中にとどまり、地下水を汚染しつづける。飲み水などから体内に取り込めば、半減するまでに数年かかる。このため、「**永遠の化学物質(Forever　Chemical)**」とも呼ばれている。
　PFOSやPFOAは、国内でも一部の地域で飲み水や地下水から高い濃度で検出されている。両物質については昨春、厚労省が飲み水、環境省は川や地下水について、水質管理の目安となる暫定目標値と指針値をそれぞれ設けた。ただ、健康への影響をみるため体内にどれだけ取り込まれたかを測る血液検査は、自治体では行われていない。
　どこにでもあり、永く残り、健康への懸念がぬぐえないのであれば、目を背けることはできないのではないか

――。

そう考えた研究者や市民たちが昨夏、大阪と東京で動き出した。

製造中止、工場側は「濃度下がっている」

大阪府摂津市に住む男性（69）は昨年6月、テレビのローカルニュースを見て驚いた。

環境省が、川や地下水にPFOSとPFOAがどれくらい残っているかを調べたところ、排出源となりえる施設に近い全国171地点のうち、13都府県の37地点で環境省の指針値を上回り、なかでも摂津市の井戸が全国で最も濃度が高かった、という。

拡大する写真・図版

摂津市の男性の血中濃度と地下水濃度のデータ。「2522.3」と「2643.3」は、畑の土壌の表層と下層の濃度（ng/kg）という

指針値は、水1リットル中にPFOSとPFOAの合計で50ナノグラム。摂津市の井戸ではPFOAだけで1812ナノグラムが検出され、指針値の36倍を超えていた。

大手電気機器メーカーを定年退職して8年。男性は歩いて5分ほどの畑に足を運び、野菜を育てるのが日課だ。季節ごとに、なす、じゃがいも、きゅうり、ホウレン草、大根などを収穫して、自宅で食べる。専業農家だった父から譲り受けた畑には、地下水と農業用水を引いている。

畑の近くにある工場に問い合わせると、担当者がすぐにやってきた。

残留性のある化学物質による「体内汚染」。その知られざる実態を4回の連載でお伝えします。

「工場ではかつてPFOAを製…

****

[4] ***<u>医薬品等</u>***

◇<u>最近の調剤医療費（電算処理分）の動向 令和２年度 11 月号</u>

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/c-med/2020/11/

～

◇<u>最近の調剤医療費（電算処理分）の動向 令和２年度 4 月号</u>

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/c-med/2020/04/

****

[5] ***<u>食品安全衛生関係</u>***

◇<u>「令和 3 年度 食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」の策定について</u>

＜農林水産省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/210326.html

農林水産省は、食品の安全性に関するリスク管理に不可欠なデータを得るため、農畜水産物・食品・飼料中の有害化学物質や有害微生物の実態調査を実施しています。この度、「令和 3 年度食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画」を策定しましたのでお知らせします。

経緯

農林水産省は、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に基づき、国際的に合意された枠組みに則って、食品の安全性に関するリスク管理を行っています。

リスク管理には、リスク管理措置を講ずる必要性とその具体的内容を検討したり、既に講じているリスク管理措置の有効性を検証したりするために、データを得ることが不可欠です。そこで、サーベイランス及びモニタリングを優先的に実施すべき危害要因と食品群または飼料の組合せを明示したサーベイランス・モニタリング中期計画並びに毎年度の調査計画（サーベイランス・モニタリング年次計画）を作成し、計画的に調査を実施しています。

この度、消費者団体及び生産、加工・流通段階の関係団体の関係者の方々との情報・意見の交換を経て、別添のとおり、令和 3 年度における具体的な調査対象や予定調査点数を示した年次計画を策定しました。

今後の対応

令和 3 年度年次計画に基づいて、農畜水産物・食品・飼料中やその生産環境中の有害化学物質や有害微生物の実態調査を実施します。

食品安全に関する想定外のリスクが顕在化した場合、問題となる危害要因の食品中や飼料中の濃度などについて、調査を実施します。

用語の解説

サーベイランス：問題の程度、又は実態を知るための調査のことを指す。ある有害化学物質がどのような食品にどの程度含まれているのかを把握するための調査が該当する。調査の結果は、食品中の実態把握、摂取量の推定、基準値の検討、実施したリスク管理措置の有効性の検証等に活用する。

モニタリング：矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知るための調査のことを指す。例えば、飼料中に含まれる有害化学物質について、農林水産省が設定した飼料中の基準値を超過していないかを確認する検査が該当する。調査の結果は、飼料の安全対策の確認に活用する。

リスクアナリシス：食品中に含まれる危害要因を摂取することによって人の健康に影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを最小限にするための枠組みをいう。リスクアナリシスはリスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの３つの要素から成る。

リスク管理：すべての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置（リスク管理措置）について技術的な実行可能性、費用対効果などを検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証及び見直しを行うこと。

関連情報

農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書
（平成 17 年 8 月 25 日公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/sop/index.html

農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質及び有害微生物のリスト
有害化学物質（令和 3 年 3 月 24 日公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/chemical_r3.html
有害微生物（平成 28 年 12 月 26 日公表）
https//www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/microbio.html

食品の安全性に関するサーベイランス・モニタリング中期計画
有害化学物質（令和 3 年 3 月 24 日公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/survei/middle_chem_r3.html
有害微生物（平成 28 年 12 月 26 日公表）
https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/middle_microbio.html

＜添付資料＞

令和 3 年度 食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画
https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/attach/pdf/210326-1.pdf

---

◇<u>令和３年度輸入食品監視指導計画を策定しました</u>

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17554.html

【計画の主な内容】

（１）輸出国段階での措置

○ 輸出国政府との二国間協議、技術協力、計画的な現地調査等の実施

○ 改正食品衛生法の施行に関する二国間協議等の実施

（２）輸入時段階での措置

○ 輸入者への輸入前指導を含む安全性確保に関する指導の実施

○ 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性の確認

○ 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認等

○ 多種多様な食品等の安全性を幅広く監視するためのモニタリング検査の実施
（検査件数約 100,000 件（昨年度検査件数約 99,700 件））

○ 食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる食品等の輸入者に対する検査の命令

○ 食品衛生法違反判明時の輸入者への改善結果報告の指導

○ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応の実施
（３）国内流通段階での措置
○ 食品衛生法違反判明時の回収等の指示
（４）その他
○ リスクコミュニケーションの実施

・令和三年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）
［官報］ 令和３年３月26日 号外 第70号 36～44頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210326/20210326g00070/20210326g000700036f.html

****

[6] ***廃棄物関係***

◇産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成３０年度実績）について

＜環境省 2021年3月26日＞ https://www.env.go.jp/press/109265.html

平成30年度における全国の産業廃棄物の排出及び処理状況等について調査し、その結果を取りまとめましたので公表します。なお、結果の概要は次のとおりで、産業廃棄物の総排出量で前年比約1.2%の減少となっています。

産業廃棄物の排出・処理状況（平成30年度実績）
（１）全国の産業廃棄物の総排出量：前年度に比べ、約471万トン（約1.2%）減少。
・平成30年度総排出量約3億7,883万トン（前年度約3億8,354万トン）
（２）業種別排出量：上位業種は前年度と同様、上位５業種で総排出量の８割以上。

	排出業種	排出量（万t）	排出割合（%）	前年度排出量（排出割合）
1	電気・ガス・熱供給・水道業	約 9,897	26.1	約1億200万トン （26.6%）
2	農業・林業	約 8,096	21.4	約 7,832万トン （20.4%）
3	建設業	約 7,548	19.9	約 7,871万トン （20.5%）
4	パルプ・紙・紙加工品製造業	約 3,253	8.6	約 3,363万トン （ 8.8%）
5	鉄鋼業	約 2,622	6.9	約 2,717万トン （ 7.1%）

（３）種類別排出量：前年度と同様、上位３品目で総排出量の８割以上。

	廃棄物の種類	排出量（万t）	排出割合（%）	前年度排出量（排出割合）
1	汚泥	約1億6,738	44.2	約1億7,069万トン（44.5%）
2	動物のふん尿	約 8,051	21.3	約 7,789万トン（20.3%）
3	がれき類	約 5,628	14.9	約 5,977万トン（15.6%）

（４）産業廃棄物の処理状況：前年度に比べ、最終処分量が約57万トン（約5.9%）減少。

	処理区分	処理量（万 t）	処理割合（%）	前年度処理量（処理割合）
1	再生利用量	約 1 億 9,901	52.5	約 2 億　　22 万トン（52.2%）
2	減量化量	約 1 億 7,070	45.1	約 1 億 7,363 万トン（45.3%）
3	最終処分量	約　　913	2.4	約　　970 万トン（ 2.5%）

・添付資料

別添 産業廃棄物の排出・処理状況（平成 30 年度実績）について

https://www.env.go.jp/press/109265/%E3%80%90827KB%E3%80%91.pdf

---

◇令和元年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について

＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109333.html

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成 7 年法律第 112 号。）に基づく市町村における令和元年度の分別収集及びリサイクルのための引渡実績を取りまとめました。

１．令和元年度における容器包装廃棄物の分別収集量、分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量
　　分別収集実施市町村数

品目名	分別収集量		年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量（トン）	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集見込量（トン）	年間分別収集量（トン）		実施市町村数	全市町村に対する実施率（%）	人口カバー率（%）
無色のガラス製容器	313,521	264,979	257,085	1,637	94.0	97.9
		(0.95 倍)	(0.95 倍)			(1.01 倍)
茶色のガラス製容器	257,127	220,564	212,821	1,640	94.2	97.9
		(0.98 倍)	(0.98 倍)			(1.01 倍)
その他の色のガラス製容器	198,139	210,281	187,507	1,672	96.0	98.0
		(0.98 倍)	(0.99 倍)			(1.01 倍)
紙製容器包装	115,352	73,684	69,742	612	35.2	32.3
		(0.97 倍)	(0.97 倍)			(0.98 倍)
ペットボトル	290,264	323,082	306,151	1,713	98.4	99.6
		(1.02 倍)	(1.02 倍)			(1.01 倍)
プラスチック製容器包装	758,834	749,896	685,881	1,335	76.7	85.1
		(1.01 倍)	(1.01 倍)			(1.00 倍)
（うち白色トレイのみ）	5,769	1,696	1,553	450	25.8	19.8
		(0.98 倍)	(0.97 倍)			(0.97 倍)
（うち白色トレイを除く）	753,066	748,200	684,328	1,162	66.7	75.9
		(1.01 倍)	(1.01 倍)			(1.02 倍)

品目名	分別収集量		年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量（トン）	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集見込量（トン）	年間分別収集量（トン）		実施市町村数	全市町村に対する実施率（%）	人口カバー率（%）
スチール製容器	169,455	140,628	137,085	1,688	97.0	97.4
		(0.97 倍)	(0.97 倍)			(1.01 倍)
アルミ製容器	143,381	138,848	135,489	1,690	97.1	97.5
		(1.02 倍)	(1.02 倍)			(1.01 倍)
段ボール製容器	716,661	569,440	567,032	1,588	91.2	92.8
		(1.01 倍)	(1.01 倍)			(1.01 倍)
飲料用紙製容器	17,252	10,489	10,425	1,252	71.9	84.8
		(0.98 倍)	(0.98 倍)			(1.00 倍)
合計	2,979,987	2,701,892	2,569,219	－	－	－
		(1.00 倍)	(1.00 倍)			

・四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。
・括弧内の数字は前年度比。
・実施市町村は令和２年３月末時点の数値。
・令和２年３月末時点での市町村数は 1,741（東京 23 区を含む）。
・年間分別収集見込量は第８期分別収集計画計画策定時のもの。
・年間分別収集見込量、年度別年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量には市町村独自処理量が含まれる。
・「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に分別収集された白色トレイの数値。

◇マイクロプラ、住宅地の下流に多く 滋賀県が琵琶湖や河川調査

＜毎日新聞　2021 年 3 月 28 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210328/k00/00m/040/057000c

滋賀県は２５日、琵琶湖や県内の河川に含まれている５ミリ以下の微細なプラスチックごみ「マイクロプラスチック」の量を調査した結果を公表した。住宅地の下流にある河川で多く確認されたことから、県はごみのポイ捨てに加え、屋外で使用される洗濯ばさみなどが劣化して流出している可能性を指摘した。日本近海の数値よりは少なく、県は「琵琶湖や河川が差し迫った危機にあるわけではないが、減らすために努力していきたい」としている。日用品の劣化→流出？

近年、マイクロプラによる海洋汚染が深刻化している。今回の調査は２０２０年８～９月、日本財団「海と日本プロジェクト」の一環で、環境調査を行う一般社団法人「ピリカ」と共同で実施。琵琶湖５地点、瀬田川１地点、湖南市の祖父川周辺の４地点の計１０地点を調べた。マイクロプラを採取する装置を３分間水中に沈め、５トンの水を吸い上げて量を集計した。

琵琶湖北湖で検出されたマイクロプラの平均は１立方メートル当たり０・７９個、南湖は０・７５個で、いずれも環境省が１４年度に発表した日本の近海の数値（平均約２・４個）よりも少なかった。瀬田川は０・１８個、祖父川周辺の４地点の平均は１・１６個だった。

県内で最も多かったのは住宅地の下流に位置する祖父川橋で、２・９５個。マイクロプラの種類別では、レジ袋や人工芝などに使われるポリエチレンが１・７７個、洗濯ばさみや植木鉢などに使用されるポリプロピレンが０・９８個、発泡スチロールなどポリスチレンが０・２０個だった。

全地点ではポリエチレンが５８％、ポリプロピレンが３１％を占めた。県琵琶湖保全再生課は「ポイ捨てを防

止するだけではなく、日ごろ屋外で使用している洗濯ばさみや人工芝など身近なプラスチック製品の劣化にも気をつけてほしい」と話した。

****

[7] ***温暖化対策関係***

◇平成 31 年度（令和元年度） 家庭部門の CO2 排出実態統計調査の結果（確報値）について

＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109368.html

環境省では、家庭部門の詳細な CO2 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的に、平成 29 年度から「家庭部門の CO2 排出実態統計調査」を本格調査として実施しています。

今般、確報値※としては、３回目となる平成 31 年度（令和元年度）調査の結果を取りまとめました。

この調査は、各世帯の世帯構成、住宅の建て方、電気、ガス等のエネルギー消費量や家電製品別の使用状況等、延べ 496 項目にわたって詳細に調査しています。

調査結果の１つである世帯あたりの年間 CO2 排出量は、2.72 t-CO2 であり、前年度から 6.2%減少しました。この要因を分析すると、電気の CO2 排出係数の改善や省エネの進展等が挙げられます。

この調査結果について、地方公共団体、大学をはじめ様々な主体に活用いただくことを期待しています。あわせて、環境省では、この調査を継続するとともに、対策強化の検討など、調査結果の更なる活用を進めていきます。

※速報値（令和２年９月 29 日公表）と確報値の差異は、主に使用した電気の CO2 排出係数を更新したことです。詳細は「速報値との差異について」を御参照ください。

調査の趣旨について

我が国では、地球温暖化対策計画（平成 28 年５月 13 日閣議決定）において、2030 年度の温室効果ガス排出量について、2013 年度比 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）することが目標として掲げられており、家庭部門では、約４割削減することが目安とされています。また、国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスの排出・吸収量目録の提出とともに、その精緻化が求められているところです。

このような背景を踏まえ、本調査は、家庭部門の詳細な CO2 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的としています。

なお、本調査は、統計法に基づく、一般統計調査として実施しました。平成 26 年 10 月から平成 27 年９月には試験調査を実施し、平成 29 年度から本格調査を行っています。

※過去の試験調査結果：http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateitokei.html

調査の概要について

（１）調査の名称：家庭部門の CO2 排出実態統計調査

（２）調査方法：住民基本台帳からの無作為抽出と、インターネット調査モニターからの選定（有意抽出）の２つの方法によって調査対象世帯を選定

（３）調査対象：全国 10 地方の店舗等併用住宅以外の住宅に住む主世帯

（４）調査対象期間：平成 31 年４月～令和２年３月

（５）調査世帯数：13,000 世帯

（６）集計世帯数：9,660 世帯（有効回答率 74.3%）

（７）調査・推計事項：次に掲げる事項等を調査（CO2 排出量については調査により得られた結果等を利用して推計）

① 月別の CO2 排出量を推計するためのエネルギー使用量等について（電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油）

② 太陽光発電について（月別の発電量、売電量、太陽電池の総容量）

③ 世帯について（世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収）

④ 住宅について（建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの窓の有無）

⑤ 家電製品等について（テレビ・冷蔵庫・エアコン等の使用状況、家電製品に関する省エネ行動、使用場所毎の照明種類、照明に関する省エネ行動）

⑥ 給湯について（給湯器の種類、冬と夏の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動）

⑦ コンロ・調理について（コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動）

⑧　車両について（自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動）
⑨　暖房機器について（保有状況、使用状況）

調査の特長について

従来の調査・統計においては、家庭における CO2 排出量やエネルギー消費量とその説明要因（居住人数や住宅の建て方、保有する機器等）が別々に把握されていました。

本調査により、家庭からの CO2 排出量やエネルギー消費量の把握に加え、その説明要因（世帯状況、住宅状況、機器の保有・使用状況等）や冷房・暖房の設定温度、省エネ行動の実施状況等を一体的に把握することで、家庭における CO2 の排出実態を精緻に把握することが可能になります。

結果の例

世帯当たりの年間 CO2 排出量は 2.72t-CO2 であり、電気の使用による CO2 排出量がエネルギー種別で最大の 66.2%を占めています。

今後の活用について

本調査については、継続して調査を実施することでデータを蓄積し、以下のような活用を検討しています。

・「COOL CHOICE」をはじめとする家庭部門の地球温暖化対策の企画・立案
・日本の温室効果ガス排出量の算定方法及び増減要因分析の精緻化

また、統計法第 33 条第１項の規定に基づき、地方公共団体、大学等に対して、調査対象の秘密の保護を図った上で、調査票情報の提供が可能です。

速報値との差異について

速報値※１では、電気の CO2 排出係数を前年度（平成 30 年度）値としておりましたが、確報値では、当該年度（令和元年度）の電気の CO2 排出係数を適用しました。

確報値については、政府統計の総合窓口（e-Stat）に統計表を公表しました。

※１　速報値は令和２年９月 29 日に公表　http://www.env.go.jp/press/108469.html

また、平成 29、30 年度調査結果については、オーダーメード集計※2 が利用可能であり、平成 31 年度（令和元年度）調査結果も今後オーダーメード集計を利用可能とする予定です。

※２　オーダーメード集計：学術研究の発展に資すると認められる場合等において、既存の統計調査で得られた調査票データを活用して、調査実施機関等が申出者からの委託を受けて、そのオーダーに基づいた新たな統計を集計・作成し、提供するもの。

添付資料

平成 31 年度（令和元年度）家庭部門の CO2 排出実態統計調査 調査の結果（確報値）の概要
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115875.pdf

平成 31 年度（令和元年度）家庭部門の CO2 排出実態統計調査 調査の概要（確報値）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115876.pdf

平成 31 年度（令和元年度）家庭部門の CO2 排出実態統計調査 資料編（確報値）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115877.pdf

家庭部門の CO2 排出実態統計調査における主要項目の経年比較及び CO2 排出量の変化要因分析（参考資料）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115878.pdf

****

[8] ***環境安全関係***

◇「光害対策ガイドライン（改訂版）」の策定について（お知らせ）

＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109341.html

環境省では、屋外照明の適正化等により良好な光環境の形成を図り地球温暖化防止に資することを目的に、「光害（ひかりがい）対策ガイドライン」を平成 10 年度（1998 年）に策定し、平成 18 年度（2006 年）に改訂を行っております。

平成 18 年度の改訂から 15 年が経過し、この間、LED 照明が広く普及するなど地域を取り巻く光環境も大きく変化していることから、このような状況を踏まえ光害が及ぼす影響や光害の防止対策について見直しを行い、当

該ガイドラインを改訂しましたので、お知らせいたします。

１．改訂の経緯

平成 18 年度の光害対策ガイドライン改訂当時においては、LED 照明は一般的には普及していなかったが、現在では広く普及しており、さらに、今後も従来の照明から LED 照明への切替えが推進されていくものと考えられるため、これまでの照明とは異なる LED 照明の特性等を踏まえた光害対策を進めていく必要がある。また、照明に関する学術的な国際機関である CIE（国際照明委員会）による「屋外照明による障害光規制ガイド」の改訂版（CIE150:2017）が 2017 年に発行されるなど、国際的にも光害対策の取組が進んでいる。

これらを踏まえ、光害の防止対策等について見直しを行い、今般、光害対策ガイドラインを改訂することとした。

なお、ガイドラインの改訂に当たっては、「令和２年度光害対策ガイドライン改定に係る検討業務」において、以下の委員により構成される「光害対策ガイドライン改訂に係る検討委員会」を設置し検討を行い、この検討結果を基に「光害対策ガイドライン（改訂版）」として取りまとめたものである。

光害対策ガイドライン改定に係る検討委員会　名簿（50 音順、敬称略）　　―省略―

２．ガイドラインの概要

本ガイドラインは、光害※を抑制し、屋外における良好な光環境の形成を目的に、照明による人や動植物、夜空の明るさなどに及ぼす影響への配慮に関する指針や対策を示すとともに、照明に対する考え方・あり方を示すものである。

※光害とは、良好な光環境の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれらによる悪影響のことである。

以下にガイドラインの主な概要を紹介する。

（１）LED 照明の普及と光環境の現状について

LED 照明の特性について示すとともに､LED 照明の普及を踏まえた地域の光環境の現状について説明している。

LED 照明は、発光効率が高く、従来の蛍光ランプや水銀灯などに比べて配光制御等が容易であるため、これらの特性を効果的に活用し、適切に配置することで、より良い光環境を形成するとともに、地球温暖化防止にも資することが可能であることなどを解説している。

（２）屋外照明による環境影響と対策について

不適切な照明が及ぼす様々な環境影響について、人への影響、動植物への影響及び夜空の明るさへの影響に分け、具体例も挙げながら説明している。

また、目指すべき良好な光環境は地域の特性に応じて異なるため、地域ごとに目指すべき光環境を光環境類型として区分し、類型ごとの指針値等を示したうえで、具体的な対策方法を解説している。

環境影響への対策については、配光、上方光束比、輝度（輝度分布）及び光色（相関色温度）に着目し、それぞれの視点を解説するとともに、指針値等を示している。特に、上方光束（水平より上方へ向かう光束）については、夜空の明るさや鳥類・昆虫類等への影響があり、特殊な状況・目的以外では人々の生活の利便性の向上に寄与せず、省エネルギーの観点からもできる限り削減することが望ましいことから、本ガイドラインでは、より積極的な上方光束の削減を目指し、光環境類型ごとに上方光束比の最大許容値を以下のように設定している。

また、照明の目的に応じた光色（相関色温度）の選定の考え方についても解説している。

光環境類型	地域対象イメージ	上方光束比
E1	里地など	0.0 %
E2	郊外など	2.5 %
E3	都市の周辺等	5.0 %

E4	都市中心部等	15 %

（３）光環境保全のさらなる取組について

より積極的な光害対策に取り組もうとする地方公共団体等が参考とできるよう、星空保護の取組を進めている事例や、光害抑制のための条例等の制定事例、良好な夜間景観の形成による地域の魅力向上に取り組んでいる事例などを紹介している。さらに、海外における動向についても紹介している。

（４）チェックリスト

屋外照明設備の設計、設置、保守・運用の各段階において、光害抑制のために確認・検討すべき項目を、本ガイドラインの内容と照らし合わせて確認できるようチェック事項を示している。

○光害対策ガイドライン（令和２年度改訂版）については、以下の環境省ホームページから御覧ください。
（http://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html）

添付資料

光害対策ガイドライン（令和３年３月改訂版）　https://www.env.go.jp/press/files/jp/115913.pdf

---

◇令和元年度自動車交通騒音の状況について

＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109370.html

環境省は、令和元年度に行われた自動車騒音常時監視（騒音規制法の規定に基づき、都道府県及び市（特別区を含む。）により自動車騒音の状況が監視されるもの）の報告に基づき、全国の自動車交通騒音の状況について取りまとめました。その結果、約 911 万 3,400 戸を対象とした評価において、昼夜間とも環境基準を超過していたのは全体の 2.6%でした（平成 30 年度は 2.7%）。

１．自動車騒音常時監視の実施状況

自動車騒音の常時監視(注1)は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的に行うために地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして、平成 12 年度から実施されております。

令和元年度は、全国 845 地方公共団体において、騒音に係る環境基準の達成状況の評価が実施されました。評価対象の合計は、道路延長 66,536km に面する地域における、約 911 万 3,400 戸の住居等です。

（注 1）常時監視は、騒音が一定の道路(注2)の区間に面した道路端から背後 50m までの範囲を対象として、道路端の騒音レベルの測定値等（令和元年度測定実施箇所:約 3,400 地点）を基に、道路端から直交方向への減衰等を考慮した上で各住居等の騒音レベルを把握するものである。その結果から、各範囲内の住居等のうち、環境基準の基準値を超過する住居等の戸数及び割合を把握することにより評価を行う。なお、各地方公共団体が、5 年を基本とする期間内で、地域内の全ての対象範囲の常時監視を実施するための計画を策定し、実際の測定は、地域の実情に応じた頻度や測定方法等で行うこととしている。

（注 2）道路とは、沿道に住居等が存在し、原則として 2 車線以上の車線を有する道路（市町村道にあっては、特別区道を含むものとし、原則として 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）を対象とする。

２．環境基準達成状況

（１）全体の状況

評価対象の全戸数である約 911 万 3,400 戸のうち、昼間（６時～22 時）・夜間（22 時～６時）のいずれか又は昼夜間とも環境基準を超過していたのは約 52 万 6,500 戸（5.8%）であり、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは約 24 万 1,300 戸(2.6%)でした。

幹線交通を担う道路(注3)に近接する空間(注4)における約 390 万 300 戸のうち、昼間・夜間のいずれか又は昼夜間とも環境基準を超過していたのは約 38 万 3,900 戸（9.8%）であり、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは約 17 万 3,400 戸（4.4%）でした。

環境基準の達成状況の経年変化に関しては、各年で評価の対象としている住居等の違いはありますが、前年度とほぼ同等の結果となっています。全戸数を対象とした評価において、昼夜間とも環境基準を達成した割合は、平成 29 年度が 93.9%、平成 30 年度は 94.3%であったの対し、令和元年度は 94.2%であり、昼夜間とも環境基準を超過した割合は、平成 29 年度が 2.8%、平成 30 年度は 2.7%であったの対し、令和元年度は 2.6%でした。

（注 3）「幹線交通を担う道路」とは、道路法第３条に規定する高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては４車線以上の区間に限る。）
「都市高速道路」とは、首都高速道路、阪神高速道路、名古屋高速道路、福岡高速道路、北九州高速道路及び広島高速道路
（注 4）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、２車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から 15 メートル、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から 20 メートルまでの範囲
（２）道路種類別の状況
道路種類別(高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道)に分けて集計したところ、昼間・夜間のいずれか又は昼夜間とも環境基準を超過していた割合が最も高かったのは都市高速道路であり、約 9 万 3,600 戸のうち約 10,000 戸(10.7%)でした。
個別地域の状況ついては、国立研究開発法人国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ（環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告）」において、地図と共に情報提供します。
３．今後の対応
環境省においては、引き続き、騒音規制法の規定に基づき都道府県等により常時監視される自動車騒音の状況の取りまとめを実施するとともに、本調査結果を踏まえ、環境基準の達成・維持に向けて、自動車単体対策はもとより、交通流対策、道路構造対策等を、関係省庁等と連携して総合的に推進していきます。
　また、近年、従前は人が居住していなかった沿道において宅地開発が行われた結果、新たに居住することとなった者に係る交通騒音問題が懸念されています。環境省では、適切な沿道・沿線対策を選択する上で参照できる指針として、平成 26 年に「交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドライン」を策定し、平成 29 年６月には地方公共団体における先進的な取組事例等を追加した改定版を公表しました。本調査結果の活用及びガイドラインの周知等を通じて、交通騒音問題の未然防止に向けた取組を推進していきます。
****

[9] ***<u>エネルギー問題</u>***

<u>◇都市電力、多くは自給可能　太陽光と EV 活用で</u>

＜共同通信　2021 年 3 月 28 日＞　https://this.kiji.is/748804070780846080?c=39546741839462401
　市内の全建物の 70%に太陽光パネルを設置し、つくった電気を融通し合えば、必要な電力の多くを賄える―。国内 9 都市を対象とした国立環境研究所の推計で、こんな結果が出た。蓄電池代わりになる電気自動車（EV）の普及が前提のため、実現には時間がかかりそうだが、年間平均自給率は最高の岡山市で 95%に上るという。
　住宅やビルなど市内の建物の 70%に屋上パネルを設置。市内の全ての乗用車が EV になり、バッテリーに電気をためて融通し合える仕組みが整ったと仮定した。
　他の都市の自給率は、札幌 75%、仙台 81%、福島県郡山 92%、東京 23 区 53%。
****

[10] ***<u>調査、公募、意見募集等</u>***

[公募、意見募集等]

<u>◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業）の公募について</u>
＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109353.html
---

<u>◇「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」補助金申請の受付開始の御案内について</u>
＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109384.html
---

[調査結果]

<u>◇令和２年度東京湾環境一斉調査　調査結果の公表について</u>
＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109350.html
---

◇令和２年度 冬の星空観察 デジタルカメラによる夜空の明るさ調査の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109340.html
---

[統計資料]
◇「2020 年工業統計調査」の速報結果を取りまとめました
＜経済産業省　2021 年 3 月 26 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326002/20210326002.html?from=mj
****

[11] ***その他省庁発表***
◇科学技術・イノベーション基本計画（3 月 26 日閣議決定）
＜内閣府　2021 年 3 月 26 日＞　https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html
---

◇「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中教審第 228 号）　【令和 3 年 3 月 16 日更新】
＜文部科学省　2021 年 3 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1yacwU64j4cbbE

◇設置計画履行状況等調査の結果について（令和 2 年度）
＜文部科学省　2021 年 3 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1yacwU64j4cbbN

◇大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財政状況及び施設等整備状況調査結果について（令和 2 年度）
＜文部科学省　2021 年 3 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1yacwU64j4cbb0

◇学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件の公布及び施行等について（通知）
＜文部科学省　2021 年 3 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1yacwU64j4cbbL
****

[12] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・中央環境審議会地球環境部会カーボンプライシングの活用に関する小委員会（第 14 回）の開催について
　　４月２日、WEB 方式
＜環境省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.env.go.jp/press/109374.html
（１）排出量取引制度について
（２）インターナル・カーボンプライシングについて
（３）炭素国境調整措置について
（４）今後の議論の進め方について
（５）その他
・自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kenkou_128610_00012.html
・第２回「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」資料　　３月 29 日
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17637.html
（１）健康の保持増進に関するものとして、活力ある持続可能な社会の実現を目指す観点から、優先して取り組むべき栄養課題等について
（２）その他
・第５回食品の営業規制の平準化に関する検討会の開催案内　　３月 29 日、非公開
＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17525.html
（１）営業規制の平準化に関する運用について

（2）その他

[開催記録、報告、資料等]

・第 53 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和 2 年度第 13 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　３月 12 日、WEB 会議

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17579.html

・多様化する労働契約のルールに関する検討会　第 1 回資料　　3 月 24 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17519.html

・カーボン・ニュートラル達成に向けた大学等の貢献に係る学長等サミット　　3 月 23 日

＜文部科学省　2021 年 3 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1yacwU64j4cbbI

　カーボン　・ニュートラル達成に向け 120 の大学等が連携強化

****

[13] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・千葉県多古町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 44 例目）に係る移動制限の解除について

＜農林水産省　2021 年 3 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210326.html

---

・強毒のヒアリ、AI が迅速判定　現場で 1 分以内、定着防げ

＜共同通信　2021 年 3 月 27 日＞　https://this.kiji.is/748348190285987840?c=39546741839462401

港やコンテナヤードで見つかったアリが、強毒を持つ南米原産のヒアリかどうかを人工知能（AI）で迅速判定する技術を、国立環境研究所が台湾企業と共同開発することが 27 日、分かった。撮影した画像から体の大きさや色、毛などの特徴を AI が分析、現場で 1 分以内に見極めることを目指す。調査の手間を大幅に減らして侵入の早期把握につなげ、国内定着を防ぐ狙いだ。

国環研が 26 日、台湾のヒアリ調査・駆除会社モンスターズアグロテックと技術協力で合意した。活動が活発化する初夏にも試験導入を目指す。

これまではアリを採取し、専門家が顕微鏡で識別する方法が主流だった。

****

[付録]

◇学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件の公布及び施行等について（通知）

＜文部科学省　2021 年 3 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1yacwU64j4cbbL

2 文科初第 2050 号
令和 3 年 3 月 26 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長　殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本　寛

学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件の公布及び施行等について（通知）

この度，学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件（令和３年文部科学省告示第 55 号）が令和３年３月 26 日付けで公布され，令和３年４月１日に施行されます（別添 1)。

この改正は,「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において，GIGA スクール構想により１人１台端末環境の整備が進むとともに，令和３年度において小中学校用の教科書の約 95%で学習者用デジタル教科書が発行される見込みであるなど，学習者用デジタル教科書をめぐる環境整備が進展していることを踏まえ,「学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の２分の１に満たないこととする基準の見直しについて」との報告を取りまとめられたことを受けたものです。

この告示の概要及び各条の内容，本改正に伴う留意事項等は下記のとおりですので，十分に御了知ください。

また，本告示改正と併せて,「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」の改訂版（別添 2）及び「学習者用デジタル教科書実践事例集」の追補版（別添 3）を文部科学省ホームページにおいて公開しているため，学習者用デジタル教科書の使用の際に参考にしてください。

各都道府県教育委員会におかれては，所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して，各指定都市教育委員会におかれては，所管の学校に対して，各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては，所轄の学校及び学校法人等に対して，附属学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人の長におかれては，その管下の学校に対して，御周知願います。

記

第１　改正の概要

学校教育法（以下「法」という。）第 34 条第２項に規定する教科用図書代替教材（以下「学習者用デジタル教科書」という。）の使用を各教科等の授業時数の２分の１に満たないこととする基準を見直すため，学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件（平成 30 年文部科学省告示第 237 号）の一部を改正するものである。

第２　各条の内容等

(1) 法第 34 条第２項に基づき，検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用するに当たっての基準（第１条関係）

一 検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業を組み合わせた教育課程の編成（第 1 号関係）【改正あり】

①内容

検定済教科用図書等を使用する授業と検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。

※改正点

編成した教育課程において検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業の授業時数が,各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一に満たないことを定める規定を削除。

②補足事項

本条は，学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第 56 条の５第２項に基づき，法第 34 条第２項により検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を教育課程の一部において使用する際の基準について規定するものである。この際，検定済教科用図書等に代えて「学習者用デジタル教科書を使用する授業」とは，学習者用デジタル教科書のみを使用する授業を指すものであり，検定済教科用図書等を使用しつつ，これに加えて学習者用デジタル教科書を補助教材として使用する授業は，含まれない。

二 検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業の基準（第２号関係）【改正なし】

①内容

（イ） 児童生徒がそれぞれ検定済教科用図書等を使用することができるようにしておくこと。

（ロ） 児童生徒がそれぞれの学習者用コンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を用いること。

（ハ）採光及び照明を適切に行うことその他児童生徒の健康を保護する観点からの適切な配慮がなされていること。

（ニ）学習者用コンピュータその他の機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること。

②補足事項

（イ） 検定済教科用図書等については，机上に置いておく必要はなく，机の中などに入れておいても良いこと。

（ロ） 全児童生徒に一人一台の学習者用コンピュータが整備されていない場合には，クラス間における利用調整等を行い，当該授業において一人一台の学習者用コンピュータを用意すること。

（ハ） 学習者用コンピュータの画面の見えにくさの原因やその改善方策，児童生徒の姿勢に関する指導の充実等について，「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」（平成 26 年，文部科学省）や，「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」※別添 2（令和 3 年 3 月改訂，文部科学省），令和 3 年 3 月 12 日付初等中等教育局長通知「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末の積極的な利活用等について（通知）」（2 文科初第 1962 号）を参考にすることが考えられること。

（ニ） 学習者用コンピュータ等の機器の故障に備え，予備の学習者用コンピュータの準備，ICT 支援員の配置及び教職員への研修等を行うことが考えられること。また，学習者用コンピュータ等の機器の故障等が生じた場合には，必要に応じて他の手段を用いて指導を行うなど，学習者用デジタル教科書の使用に固執せず，児童生徒の学習に支障が生じないよう配慮すること。

三 児童生徒の学習及び健康の状況の把握（第 3 号関係）【新規】

①内容

検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業を行う場合は，児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

②補足事項

授業において学習者用デジタル教科書を使用する場合には，児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に当たっては，前述の「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」，「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」及び「GIGA スクール構想の下で整備された１人１台端末の積極的な利活用等について（通知）」を踏まえることが適当であること。

四 検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の改善等（第 4 号関係）【規定位置の変更】

①内容

検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し，当該指導方法の改善に努めること。

(2) 法第 34 条第 3 項に基づき学習者用デジタル教科書を使用するに当たっての基準（第 2 条関係）

①内容

検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用した指導において，第 1 条各号に定める基準を満たすように行うとともに，児童生徒の学習上の困難の程度を低減させる観点から，当該児童生徒に係る施行規則第 56 条の 5 第 3 項各号に掲げる事由に応じた適切な配慮がなされていること。

②補足事項

特別な配慮を必要とする児童生徒等（法施行規則第 56 条の 5 第 3 項各号に定める事由（①視覚障害，発達障害その他の障害，②日本語に通じないこと，③色覚特性や化学物質過敏症等の①及び②に準ずる事由）により検定済み教科用図書を使用することが困難な児童生徒）については，一人一人の障害等の状態や学習ニーズによって，文字・図形等の拡大や音声読み上げ等を使用する必要性や使用に際しての配慮を要する点に違いがあることから，学習者用デジタル教科書及び学習者用コンピュータ等の機能等や使用方法が児童生徒にとって適切なものか確認しつつ使用すること。

(3) 法附則第 9 条第 2 項において準用する法第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定により使用する教材（第 3 条関係）【改正なし】

①内容

(1) 及び (2) の規定は，法附則第 9 条第 2 項において準用する法第 34 条第 2 項又は第 3 項の規定により使用する教材について準用することとしたこと。

(4) 施行期日（附則関係）

①内容

本告示改正は，令和３年４月１日から施行すること。

第３ 留意事項等

(1) 留意事項

学習者用デジタル教科書の使用に当たっては，以下の点に留意すること。

・本改正は，学習者用デジタル教科書を各教科等の授業時数の２分の１以上において必ず使用しなければならないということを意味するものではなく，あくまでも必要に応じて学習者用デジタル教科書をより有効に使用できる環境を整えるための措置であること。

・学習者用デジタル教科書を使用する際の健康への留意事項に関しては，前述の「児童生徒の健康に留意してICT を活用するためのガイドブック」，「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」及び「GIGA スクール構想の下で整備された１人１台端末の積極的な利活用等について（通知）」を参考しつつ，適切な学習環境等の確保や児童生徒への指導・授業展開に配慮すること。

(参考 URL)

・「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/08/14/1408183_5.pdf

・「GIGA スクール構想の下で整備された１人１台端末の積極的な利活用等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf

(2) その他

本告示改正と併せて,「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」の改訂版(別添２) 及び「学習者用デジタル教科書実践事例集」の追補版（別添３）を，文部科学省ホームページにおいて公開しているため，学習者用デジタル教科書の使用の際に参考にしていただきたい。

【別添１】学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件

文部科学省告示第五十五号

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-000013745_01.pdf

【別添２】学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-000013745_02.pdf

【別添３】学習者用デジタル教科書実践事例集

https://www.mext.go.jp/content/20210325-mxt_kyokasyo01-000013745_03.pdf

********** 以上 **********